

## 【旧佐伯豊南高校】地域農園実験利用のてびき

このてびきは、利用者の皆さんが気持ちよく地域農園を活用していただけるように作成しています。内容を確認いただき、記載しているルールを守って運用してください。

### 1 利用期間・利用時間

- (1) 利用期間は、使用開始日から令和6年2月末日までです。  
※利用終了時には、当該農園に植えられた野菜などの作物や道具については片付けをお願いします。
- (2) 利用時間は「日の出」から「日の入り」までを目安をお願いします。  
※時間に関わらず、近隣の方の迷惑にならないよう注意してください。

### 2 利用区画

- (1) 利用承認を受けた畝での耕作をお願いします。
- (2) 利用者同士で畝位置の変更等を行いたい場合には、事前に都市計画課担当にご相談ください。
- (3) 第三者に利用畝の譲渡または転貸することはご遠慮ください。

### 3 農具

- (1) 農具の貸し出し等はいませんので、各自で用意してください。
- (2) 農具の紛失等について、責任は負いかねますので自己管理をお願いします。

### 4 水道

- (1) 水道設備については、農園での散水及び農園利用時の手洗い・農具洗いのための水道としています。目的外での使用はご遠慮ください。
- (2) 締め忘れに注意して、節水にご協力ください。

### 5 農園をきれいに保つために

- (1) 利用している畝周辺の雑草は、速やかに除草してください。雑草を放置すると、病害虫の発生原因となり、他の農園利用者や周囲の方の迷惑になります。
- (2) ゴミくずなどは、農園や周辺に捨てずに自宅に持って帰って適切に処分してください。

## 6 耕作の仕方

- (1) 有機農法での栽培を行ってください。
- (2) 農園内での除草剤の使用はしないでください。
- (3) 防虫ネットなどを利用し、農薬の使用は控えてください。

## 7 禁止行為

- (1) 地域農園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 土地の形質を変更し、工作物や囲いなどを設置すること。
- (3) 営利を目的とした農作物を栽培すること。
- (4) 火気を使用すること。
- (5) 農園内で喫煙すること。(敷地内においても、禁煙に御協力ください。)
- (6) 農園利用に必要なものを搬入・設置すること。
- (7) 利用の権利を譲渡し、又は転貸すること。
- (8) 管理上支障があると認められる行為。

## 8 利用料

実験的な試みのため、利用料については無料です。

※次年度以降、継続的な利用は約束できません。あらかじめご了承ください。

## 9 住所や電話番号等の変更

住所や電話番号などが変わったときは、速やかに都市計画課に報告をしてください。

### 【企画担当・問合せ先】

佐伯市都市計画課計画・区画整理係  
〒876-8585 佐伯市中村南町 1-1  
電話 0972-22-3114 (直通)